二条在番と二条城

柴﨑　謙信

【要旨】
本稿では、近世を通じて二条城と深い関わりを有していた二条在番の実態とその活動の具体相を明らかにした。二条在番は、一年間、城内の小屋に仮住まいしながら、従来指摘されている二条城の警衛のみならず、二条城内の維持管理に関与し、特に十八世紀以降、禁裏や京中・京周辺における巡察、建物の修造奉行、朝幕交渉の差添など、多様な職務を担うようになっていった。さらに、在番のたびに、上京と帰府を繰り返すのではなく、御茶壷道中や貴人の行列警護などを通して、京中や道中との関わりを持ちつつ、江戸と二条城の間を往還していた。

はじめに

二条城には、寛永十二年（一六三五）から文久三年（一八六三）まで二条在番が置かれていたことが知られている（1）。二条在番は、江戸幕府の将軍直轄の軍団（「番方」）の一つである大番が二条城に派遣されたものである。『中井家文書』の二条城の絵図史料に、二条在番が在番の期間中（一年間）仮住まいした「番頭小屋（2）」や「カマト（竈）」や「ユトノ（湯殿）」が設置された「番衆小屋（3）」が描かれていることから、近世を通じて、二条在番が二条城に深く関わっていたことは明らかである。しかし、二条在番については、初期江戸幕府における軍事体制の形成過程（4）や江戸幕府の上方支配（5）を論じる上で部分的に触れられるのみであり、さらには、その職務は、主として二条城の警衛とされるのみで、その具体的な実態については必ずしも明らかではない。二条城が近世の京都において、どのように位置付けられ（6）、利用されていたかを明らかにする上で、二条城と深い関わりのあった二条在番の実態解明は不可欠である。そこで本稿では、現在、翻刻されている史料を中心として、二条在番の実態をできる限り明らかにしたい。

一　大番と在番

（1）大番の職制の一つとしての在番

二条在番は、大番のうち、二条城に派遣されたものを指すため、まずは、大番自体の職制をみていく。成立年未詳の江戸幕府役人の職制書である『有司勤仕録』に、「一十二組也、番頭十二人、内二人組とも二条在番勤る、二人組とも大坂在番勤る（7）」とあり、大番は十二組に組分けされ、そのうち四組が在番を勤める。四組のうち、二組が二条在番を勤め、もう二組が大坂在番を勤めることになっていた。この四組は固定していたわけではなく、寛保三年（一七四三）に成立した江戸幕府の職制書である内閣文庫蔵『柳営秘鑑（8）』「御三家御家門国主之列幷供廻り道具等の格」に、「一大御番頭、同組幷与力同心共ニ四組宛、毎年二条大坂在番被仰付、交代之繰様」とあるように、四組は交代で在番を勤めることになっていた。そして、残りの八組は、『有司勤仕録』に、「一大番頭壱ヅヽ二丸に泊番あり、又壱人ヅヽ御本丸に詰番有之」や「御番衆は二丸御玄関、与力同心は同銅御門に勤番す」とあるように、交代で江戸城二の丸に宿直し、玄関や門などの警衛を勤めることになった（9）。

では、二条在番はいつ頃成立したのだろうか。二条在番を含めた在番の成立過程を先行研究（10）に基づいて概観する。当初、在番は二条在番・大坂在番の他に、伏見在番・駿府在番があった。伏見在番の端緒は、慶長十二年（一六〇七）に六組が輪番で伏見城を警衛する番士三十人が三年交替で詰めるようになったことである（11）。そして、伏見在番は、元和五年（一六一九）

の伏見城廃止とともに、大坂城の在番へ改変されており(12)、これ以降、大坂城への在番が始まったとされている。駿府城への在番は、元和五年(一六一九)の渡辺茂の在番に端を発し、一時中断を経て、寛永十一年(一六三三)に高木正成が在番して以降、毎年一組が一年交替で勤めるようになった。しかし、寛永十六年(一六三九)から大番に代わり、御書院番の在番へ変更になった(13)。

二条在番は、内閣文庫蔵『慶延略記』寛永二年(一六二五)(編171(14))に、「京都二条御城番初ル、今年御普請成就、御城代渡邊山城守茂被仰付、大御番衆卅人ツヽ山城守仕配ニて勤、是卅人番といふ、御番衆一年代勤番(15)」とあるように、駿府城番を勤めていた渡辺茂が二条城代となり、大番三十人が一年交替で、本丸・高麗門に番勤するようになったことを契機に始まったとされる。さらに、内閣文庫蔵『寛永日記』寛永十二年(一六三五)五月二十三・二十四日条(編248)に、「廿三日、二条為御番替御暇、御帷子御袷御道服、保科弾正、黄金五枚ツヽ、安倍摂津守、大炊・讃岐挨拶、摂津守役之、五月廿四日、大番百人銀十枚ツヽ、内八人組頭ニハ御帷子二ツ添、右二条為御番被遣ニ付被下之、番頭両人昨日被下之」とあり、大番百名(二組)に二条城を守らせ、在番の交替期が一年に定められた。以後、廃止されるまで二組による在番が定着した。

以上から、大番の職制は、江戸勤番と元和・寛永期に成立した在番の二つに分けることができ、在番のうち、二条城に派遣される大番二組が二条在番と呼ばれていたことがわかる。

(2) 大番における在番の輪番制

二条在番は、大番が一年交代の輪番制で勤めることになっていた。では、在番の輪番制はどのように運用されていたのであろうか。

前掲の『柳営秘鑑』「御三家御家門国主之列幷供廻り道具等の格」には、享保年間の二条在番の勤務形態についての記述がある。

一大御番頭、同組幷与力同心共ニ四組宛、毎年二条大坂在番被仰付、交代之繰様、発足帰府之次第、左ニ記之、

大坂申寅　二条巳亥　藤堂肥後守　酒井紀伊守
大坂巳亥　二条申寅　酒井日向守　朽木和泉守
大坂酉卯　二条子午　坂倉下野守　戸田右近将監
大坂子午　二条酉卯　杉浦出雲守　井上遠江守
大坂戌辰　二条丑未　山名因幡守　秋元隼人正
大坂丑未　二条戌辰　堀田出羽守　久貝因幡守

二組がペアとして、二条・大坂城に在番する年(干支)が決まっており、輪番制によって、毎年、大番十二組のうち四組が二組ずつ二条城・大坂城に在番することになった。

各組が担当の年に在番を勤めていることは、一次史料である『江戸幕府日記』により確認できる。『江戸幕府日記』には、二条・大坂在番を担当する組の番頭以下が在番先に出発する前に暇を賜るために謁見した様子と在番先から帰府した際に将軍へ謁見した様子が記録されている。姫路酒井家本『江戸幕府日記』(以下、『江戸幕府日記』とする)寛永十七年(一六四〇)三月九日条によれば、内藤石見守・保科弾正忠が二条在番のために暇を賜っている。『江戸幕府日記』正保元年(一六四四)九月一日条によれば、内藤石見守・保科弾正忠に大坂在番を勤め終え、将軍に謁見している。また、『江戸幕府日記』正保三年(一六四六)二月十六日条によれば、内藤石見守・保科弾正忠が二条在番のために暇を賜っている。このことから遅くとも寛永後期には、在番の輪番制が構築されていたと考えられる。また、右の『柳営秘鑑』にみえる享保期においても、二一七頁の**表1**のように、輪番制に基づいて、毎年の在番が行われていたことがわかる。**表1**によれば、各組は三年ごとに大坂在番・二条在番のどちらかを務めることになっていたのである。

以上から、二条在番成立直後から、二条・大坂在番は輪番制に基づいて運用され、この輪番制は二条在番の廃止まで維持されていたと考えられる。

二　二条在番の組織

(1) 二条在番の人員構成

二条在番は、大番の人員構成と同様であるため、大番の人員構成を弘化二年(一八四五)成立の江戸幕府役人の職制書である『吏徴』上巻(『続々群書類従』第七)に基づき、確認しておく。大番の長である番頭は、「老中支配、五千石高、

菊之間詰、諸大夫」の役職であり、主に上級の旗本から任じられた。成立初期の番頭には、一万石以上の譜代大名が任じられる場合もあったが[16]、享保八年（一六九二）には、知行高五千石が基準となっている[17]。この番頭の下には、組頭四名がいた。組頭は、「大番頭支配、六百石高、躑躅間詰、御目見以下、布衣以上」の役職である。文化十一年（一八一四）成立の江戸幕府役人の職制書である『明良帯録』（以下、『改定史籍集覧』一一）に、「組向諸願諸届等を承り頭へ達す」とあるように、組頭が統括する番衆からの願や届をとりまとめることになっていた[18]。一人の組頭が一一・一二名の番衆を束ねていたようである[19]。また、組頭により統括される番衆四十六名がいた。番衆は、「大番頭支配、二百俵高、御目見以下、布衣以上」の役職である。この他、主に江戸幕府の法令をまとめた寛政十年（一七九八）成立の内閣文庫蔵『憲教類典[20]』の「一遠国御役人組附人別幷御役料」に、「大御番頭、同断（筆者注：五千石ゟ内者五千石高）、与力一〇騎、同心二〇人ヅヽ」とあり、番頭の附属として、与力が一〇騎、同心二〇人がいた。したがって、二条在番には、大番二組があてられるため、番頭二名、組頭八名、番衆九二人、与力二〇騎、同心四〇人という人員構成であった。

大番の基本的な人員構成は、右の通りである。しかし、延享元年（一七四四）五月三日の町触に、「二條御城在番、一菅沼織部正殿 本庄大和守殿家来中、一御番衆幷家来ニ至迄[21]」とあるように、番頭だけでなく、組頭・番衆にも家来が同行していた。したがって、実際に入城していた人数は、二組百二人よりさらに多かったと考えられる。文政二年（一八一九）の二条在番の活動を記録した神宮文庫蔵『先登二条在番登前手留[22]』（以下、『手留』とする）には、「一家老・用人・取次之者、時者上下着例句之者ハ羽織襠、勝手役之者者旅具之催相勤候」とあり、番頭には、「家老」・「用人」・「取次」・「勝手役」などが同行していたことがわかる。また、組頭や番衆は、侍・中間・用人を連れていた。京都町奉行伺の『御仕置例類集[23]』一六一〇によれば、組頭のもとには、少なくとも用役一名、家来三名、中間二名がいたことがわかる。また、安永五年・六年（一七七六・七七）に二条在番の番衆であった森山孝盛の日記である『自家年譜[24]』（以下、『年譜』とする）安永五年（一七七六）三月二十三日条には、「在番用人次左衛門ト申者召抱今日引越ス」とあり、番衆が在番のために、用人を召し抱える場合があった[25]。絵図史料にも、番頭や組頭の家来が住まう部屋を確認することができる。『大工頭中井家文書』（以下、『中井家文書』とする[26]）「西大御番頭小屋絵図」西組番頭の屋敷には、番頭附の家老・勝手役が控えたと思われる「家老部屋（八帖）」・「勝手役詰所（十二帖）」が見える。組頭小屋についても、『中井家文書』「二条御城内御番衆小屋幷与力同心小屋絵図扣」に見えるすべての小屋に「仲間部屋」・「侍部屋」が見え、組頭に同行した侍や中間（仲間）の存在が想定できる。さらに、番衆小屋にも、すべて「仲間部屋」が見え、番衆に同行した中間（仲間）の存在が想定できる。

前述の通り、毎年、二条在番を命じられた大番二組が二条城に赴くことになる。しかし、実態としては、担当の組の在番衆が病気や服喪などの種々の事情で在番先に赴けない場合などに、他組から代りの者が出されるなど流動的であったことがわかる。大番の職制書と考えられる成立年未詳の神宮文庫蔵『大番職制[27]』には、「二条在番地願之面々有之組与頭ゟ十二月頃登り組〔与〕頭江故障有無掛合之上願書番頭江差出候事」とあるように、病気や服喪などで在番を勤めることができない者が、江戸に留まることを事前に申請して（「地願」）、変わりに在番を務める者（「代人」）を取る場合があった[28]。『大番職制』所収の「二丸助当御番書」には、

人数五拾弐人之内、勤三拾四人（昼御番十七人、夕御番十七、）相手代、
　内、
（中略）
二条代人　五人　右同断、
大坂代人　弐人　右同断
（後略）

とあり、菅沼伊賀守組所属の番衆五人が酉年（享和元年（一八〇一））の二条在番を担当した組[29]へ出向していたことがわかる。「代人」の他には、「取人」と呼ばれる者がいた。「取人」は、病気・差合により、在番衆の人数が不

足する時、他組から代りとして入った者である[30]。『明良帯録』に、「代人取人とて毎年登るあり」とあるように、「代人」や「取人」として、何度も在番を勤めるものがいたとされる。具体的には、番方の詳細な経歴をまとめた文政三年（一八二〇）成立の内閣文庫蔵『御番士代々記[31]』（以下、『代々記』とする）大御番六番四　宮重源左衛門信武の項に、「信武二条城の宿直に参る事五度、代人四度、坂城の警衛に参る事五度、代人五度、凡十九度在番に参る」とあり、信武は、一九回の在番勤務のうち、通常の在番勤務で五回、「代人」として四回、二条城へ赴いており、さらに、大坂城へは、通常の在番勤務で五回、「代人」として五回赴いたことがわかる。また、『年譜』安永六年（一七七七）六月二十一日条には、「二条在番取手返しとして出立」とあり、在番を勤め、江戸に戻った後、取って返し、次年度の在番を勤める「取手返」と呼ばれるものが存在したことがわかる[32]。

（2）二条在番の役職者

二条在番衆には、二条城にかかわる役職や在京するという性格上、禁裏などにかかわる役職を兼務する者がいた。主として、『代々記』に基づき、その職務を可能な限り明らかにする。『代々記』凡例[33]には、

> 大御番二条・大坂在番のもの〻中より出役せらる〻事あり、所謂（1）御蔵奉行・（2）御破損奉行・（3）御金奉行[34]・（4）御弓奉行・（5）御鉄炮奉行、此五役は本勤のものに副ひて、出役は年々交替してこれをつとむ、其余（6）米払定式（7）御茶壺定式・（8）急御使臨時・（9）御用物差添臨時・（10）御金宰領定式のごとき二組の御番士に選ハれて、其任に当たる、又（11）残役として半年をかきり、江戸に止りて相番士留守宅の事を所置す、

とあり、在番衆の中には、役務を一年交代で「出役」（兼任）する者がいたことがわかる。また、寛政十年（一七九八）の二条在番の上京までの様子を記録した東京都公文書館蔵『先登二条在番登前留[35]』（以下、『登前留』とする）にも、「来夏二条在番之節我等組ニテ出役御番衆姓名書付」とされる「覚書」には、先残役・跡残役・御破損奉行・御弓奉行・御具足奉行・御鉄砲奉行・御茶壷差副・宿割・御蔵奉行仮役が選ばれていることがわかる[36]。以下、それぞれの定員は、この「覚書」による。

（1）「御蔵奉行」は、二条城内・城外にある米蔵の管理に関わっていた。享保六年（一七二一）以前までは、御勘定・小十人組などから転任して、十年以上勤める者も少なく、その定員は、二～四名の間で上下していた[37]。しかし、内閣文庫蔵『柳営日次記』享保六年（一七二一）閏七月六日条に、「大御番岡野備中守組出役御蔵奉行高井蔵人、右二条御蔵奉行仮役へ壱ヶ年被遣旨和泉守申渡之」とあり、また、幕臣の任免記録である『柳営補任』に、「先規三人、当時本役両人、二条在番大御番ヨリ在役一人宛」とあることから、享保六年（一七二一）から定員三人のうち一人が在番した番衆から選ばれ、一年間、二条御蔵「仮役」を勤めるようになったことがわかる[38]。したがって、『代々記』凡例にみえる在番の「御蔵奉行」は「仮役」の「御蔵奉行」を指していると考えられる。

（2）「御破損奉行」は、主に城内にある建物の修造に関わっていた。『大御番頭格式之留』「大御番常之勤方之覚」に、「両組より一人づ〻、御破損奉行両人、常々申渡置、御城中不絶見廻、御破損有之時ハ、致見分申聞候様被申渡、両破損奉行幷中井主水、同源八郎、立合見分之上、両番頭へ申聞候ニ付、委細承届、其上ニ而所司代へ申達、御修復申付候[39]」とあり、在番二組から一人ずつが「御破損奉行」に選ばれ[40]、城内を見回り、破損がある場合は、大工頭中井主水らの見分の上、番頭に破損個所を報告し、さらに所司代にも連絡し、修復を申し出ることになっていた。また、『代々記』によれば、城内の建造物の修復[41]以外にも、所司代邸の修復にも関わっていた[42]。

（4）「御弓奉行」は、弓や剣などの武器の管理に関わっていた。『手留』文政三年（一八二〇）十一月十六日条に、「御弓奉行大久保出雲守組新右衛門我等組日比野七之丞被参御修覆御矢根被相下ヶ被致持参候ニ付」とあることや、『代々記』大御番九番五　鈴木隅之丞正俊の項に、「寛政八年夏二条城の警衛に参り、御弓矢奉行を務め、七月御剣受取として大坂へ参り」とあることから、弓具を含めた武具の修理や管理に関わっていたと考えられる。また、『中井家

文書』「御城内御預所絵図Ⅲ」に、本丸南の多門の一部に「御弓、御弓奉行預り」と付されており、弓が納められていたと考えられる多門を管轄することになっていたようである。

（5）「御鉄炮奉行」は、城内に納められていた鉄砲や火薬の管理に関わっていた。『柳営補任』に、「二条在番大御番ヨリ二人宛出役出ル」とあり、在番から二名が選ばれ、一年間、「御鉄炮奉行」を務めることになっていた。この二名は、地役の御鉄炮奉行二名とともに、城内に納められた武器・火薬の管理を行っていたと考えられる。両者が区別されていたことは、宮内庁宮内公文書館蔵「二条御城内外之図　二条御城内之図」（本書**口絵1**）により明らかである。東南・西南隅櫓には、「在役・地役鉄砲奉行預り」と付されており、四隅の櫓は、在番の「御鉄炮奉行」と地役の「御鉄炮奉行」の管轄であったと考えられる。さらに、京都所司代や遠国奉行などが保管していた武具の目録である弘化二年（一八四五）成立の内閣文庫蔵『遠国御武器類向々書上』二の「二条　御城附御鉄砲御鎗其外御道具員数」にも、「辰巳御櫓附」・「未申御櫓附」として、「右者辰巳未申御櫓附仮役鉄砲奉行御預之分」とあり、「仮役」が「御蔵奉行」同様、在番からの出役であるとすれば、東南・西南隅櫓の備品は、在番の「御鉄炮奉行」の預りであったことがわかる。

「合薬」や「火縄」などの火薬や鉄炮の備品が挙げられ、それらについて、

『代々記』凡例には見えないが、『登前留』「覚書」によれば、「御具足奉行」がいたことが知られる。「御具足奉行」は、具足の管理に関わっていた。『手留』文政二年（一八一九）九月二日条に「御具足方御修復御入用減方之儀（中略）御具足奉行より差出候書付類」とあることから、具足の修復に関わっていた[43]。また、『中井家文書』「御城内御預所絵図Ⅲ（二条城）」に、本丸南側の多門の一部に「御具足、御具足奉行預り」と記されており、多門に納められた具足の管理に関わった可能性が高い。

（7）「御茶壺附」は、将軍に献上するために御茶を運搬する御茶壺道中の行列に同行し、その警護を担当した。御茶壺附については、第四章で詳述する。

（9）「御用物差添」は、宮中の御用物に付添うことになっていた。『代々記』大御番十一番四　原三之丞親要の項に、「天明三卯年夏二条城の警衛に参り、此とき心観院君（倫子女王、将軍家治御台所）御贈位　宣命乃御用物差副として八月三日京都を立、十一日夜に着く、（中略）又京都へ参て警護す[44]」とあり、天明三年（一七八三）に二条在番を勤めた親要は、将軍家治の御台所である倫子女王に従一位を贈位する宣命の差添を務めている。

（11）「残役」は、『明良帯録』に、「残り役は江戸にて留守番衆の宅心得、其外世話扱ひ致し、異変其外あれば取計、書状の取次等致也」とあるように、江戸に残り、江戸にある番衆の自宅の管理を行うとともに、江戸城の情勢やその他日々の異変を在番先に伝達することになっていた[45]。『年譜』安永五年（一七七六）十二月四日条に、「同四日　先残役福王幸之進御城入、但残役浅井吉次郎九月中出立候訳日記付落」とあり、「先残役」と「跡残役」の二名がおり、前者は在番期間の前半（四月～十一月）、江戸に居残り、十二月までに二条城に上ることになっていた。一方、後者は、在番期間の後半（十二月～四月）に江戸に居残ることになっており、九月に二条城から江戸へ向かっている。

（6）「米払[46]」・（8）「急御使」・（10）「御金宰領[47]」の職務内容の詳細は、今のところ不明である。

また、『代々記』凡例には見えないが、『登前留』や『大番職制』によれば、「宿割」・「御金請取」と呼ばれる役職があったことがわかる。

「宿割」は、在番へ向かう道中や後述するように、上京後、交代を待つ間の町屋への寄宿において、番衆が宿泊する宿の割り振りを行っていたと考えられる[48]。

「御金請取」は、『大番職制』に、「一初御合力金為請取大坂江出立、但五月十三日京出立、同十七日帰京、同十八日御金渡、尤春御借米御帳紙直段ニ而渡ル」とあり、在番に対して支給される給与（「御合力金[49]」）の請取のため、金が保管されている大坂へ赴くことになっていた[50]。

番衆と同様に、与力や同心にも、「残番」や「米払」などの在役の者がいた。『登前留』寛政十年（一七九八）三月四日条には、「一与力同心在役之面々」として、与力や同心の在役の者が列記されている。

以上から、二条在番においては、在番衆から役職者（在役）が選ばれ、二条城の維持管理や朝幕間のやりとりに関わっていたことが明らかとなった。

三　二条在番の職務内容

（1）二条城内における職務

本章では、二条在番の職務内容を明らかにしたい。ここでは、二条城内における勤務内容についてみていく。

番頭の職務として、本丸・二の丸御殿の管轄があげられる。『大御番頭格式之留』「大御番常之勤方之覚」に、「二条ハ本丸・二ノ丸共、不残両番頭へ御預被遊[51]」とあるように、番頭は、本丸・二の丸を預ることになっていた[52]。さらに、『有司勤仕録』には、「二条大坂にては、御本丸を預り、総而御座敷向等之鍵等を預る、御城代と云とも、大番頭に達ざれバ、御座敷見分不成となり[53]」とあるように、番頭は城内のすべての座敷の鍵を預かることになっており、番頭の許可なく、座敷を見分することはできなかった。

組頭の職務として、本丸の泊番があげられる。『職掌録』には、「二条にては、（中略）組頭は隔番に御本丸ばかり泊番を勤め」とあり、組頭は本丸の泊番を勤めていた。

両組の与力・同心の職務として、本丸・二の丸の番所への詰番があげられる。『大御番頭格式之留』「大御番常之勤方之覚」に、「両番頭与力立合申候、其外御本丸二丸之内、御番所両所有之、一組ヅヽ二而、御番所無断絶、一人づゝ隔番ニ不寝相勤[54]」とあり、本丸・二の丸の番所には、両組から、一人づつ隔番で昼夜ともに勤めることになっていた。また、『中井家文書』「御城之図」に描かれた二の丸北の御門近くにある番所に「東御番頭与力」、御門内に「東御番頭同心番所」とある（本書二一四頁**参考図1**も参照）。また、本丸西橋番所に「両御番頭同心番所」とあり、本丸東橋に「西御番頭同心御番所」・「西御番頭与力番所」があるように、両組番頭の与力・同心は、本丸東橋・西橋にある番所と二の丸北御門にある番所に詰めていたと考えられる。

両番頭の家来は、西門の番所において、出入りを改めていた。『大御番頭格式之留』「大御番常之勤方之覚」に、「一同所（筆者注：二条）西之御門へ、明六時より両番頭之家来差出置、御城中へ之出入為相改候[55]」とあり、また、『中井家文書』「御城之図」の西門枡形内に、「両御番頭家来札改、番所」と記されていることから、番頭の家来が西門の番所に詰め、城の出入りを改めていたことがわかる（**参考図1**も参照）。

なお、城内への出入は、二条城の管理や在番衆の城内での生活に関わる者に限られていた。天保十三年（一八四二）十二月の町触に、「二条在番の面々在番中雑費多候日用之品掛ヶ買いたし、（中略）仍而ハ御城中江立入候商人とも自然物価を引上ヶ候ニ至[56]」とあるように、商人が城内に入り、在番衆との間で日用品が取引されていたことがわかる。また、『御当家令条』巻二四明暦二年（一六五六）「定」（以下、明暦二年「定」とする）に、「一飯タキ女置被申仁ハ、大宮通逗留中、呼寄見候テ、約束被申間敷候、御城中へ入候テ以後、抱可被申事」とあるように、番衆小屋に一年間居住することになる番衆は、給仕を担当する者（「飯タキ女」）を必要とする場合には、召し抱えることが認められていた。ただし、『登前留』寛政九年（一七九七）十月二日条に、「一二条御城内江出入之町人共江相渡候鑑札渡方之儀ニ付、札親之町人江用方之者ゟ書状差出候」とあるように、出入には、鑑札が必要であり、対象者には、事前に渡されていた。『京桝座福井家文書[57]』〇二五「二条城北門出入札預り書」によれば、二条城の御破損方御用を勤めた大工福井組が北御門の出入する際に、番衆から出入札を預かっている。

この他、毎年三月下旬には、城内の御厩曲郭（御破損小屋の南側地区）において、両組番頭・組頭の出座のもと、両組から射手が参加する大的小的の見分が行われた[58]。これは、後述する千本屋敷での弓術稽古などと同様に、将軍直属の軍団の一つである大番としての武術訓練の一環で行われたと考えられる。

（2）二条城外における職務

二条在番は、二条城内での勤務だけでなく、二条城外においても多くの職務があった。本節では、二条城外での職務内容をみていく（二二八頁**表2**参照）。

一つ目は、一部の朝幕交渉における使者や付添いとしての関与が挙げられる。『江戸幕府日記』寛永十七年（一六四〇）七月十三日条に、「禁裏江為八朔之御祝儀御太刀・御馬如例年御進献付而、二条御城御番在之内藤石見守御使被

仰付之旨」とあるように、番頭が八朔における御所への太刀・馬の献上の使者を勤めている。また、『大工頭中井家文書』「女御御産についての使者儀礼之覚写」（編351）には、「女御（二条舎子）御産為御悦徒　右衛門督（田安宗武）・刑部卿（一橋宗伊）様御使二条在番組頭衆御勤候ニ而」とあり、組頭が女御の御産祝いのため、田安宗武と一橋宗伊の使者となっている。さらに、寛政年間成立の大名・旗本の家譜集である『寛政重修諸家譜』（以下、『寛政譜』とする）巻第二百九十八　土井利寛の項には、「（筆者注：宝永）七年二条城の守衛にあるのとき、清揚院殿御仏殿の勅額にそふて江戸に来り、閏八月十六日時服二領、黄金二枚を賜ふ(59)」とあり、組頭が江戸へ下向する勅額の差添を勤めている。このように、幕府から朝廷への使者を務める一方で、朝廷から幕府へのやり取りの差添も勤めていた。

二つ目として、京の町中および近辺の寺社の見分があげられる。『有司勤仕録』には、「一在番中、加番衆を同道して、京大坂町中幷近辺之寺社等を見分有之」とあり、また、寛政元年（一七八九）十二月二十五日の町触（編382）にも、「此度町々為　御造営中大番頭花房因幡守組、白須甲斐守組御番衆、左之面々廻り被仰付候間、其旨可存候、（中略）右之面々、洛中洛外町々仮御所近辺相廻り(60)」とあり、二条在番衆が洛中洛外の町々や寺社の見廻りを行っていたことがわかる(61)。これは、江戸勤番における「廻り番」と同じ性格の役務であったと考えられる。

三つ目として、京中及び周辺の社寺修造や宮中の御殿修造などの監督役が挙げられる。『殿中日記』寛文三年（一六六三）九月十四日条（編258）に、「石清水八幡宮破損ニ付而、但御奉行ハ重而二条在番之内より可被仰付之由云々」とあり、石清水八幡宮の修繕に際して、二条在番の番士が監督にあたっている。また、『寛政譜』巻百二十二　三浦正影の項に、「宝暦四年二条城守衛にあるのとき、近江国山門堂舎等修理の事うけたまわりしにより(62)」とあるように、比叡山山門の修繕奉行を番衆が勤めていたことがわかる(63)。また、『寛政譜』巻第千九十　平岡正胤の項に、「明和四年九月三日さきに二条城の守衛にあるとき禁裏及び准后の別御殿普請の事をうけたまわりしにより」とあり、組頭が禁裏・准后御殿修造の御用を命じられていたことがわかる(64)。大番は、江戸においても江戸城内や市中の修造奉行となっており(65)、右のような修造奉行はそれに類するものであったと考えられる。

四つ目として、千本屋敷における武術稽古が挙げられる。『手留』文政二年（一八一九）十月十六日条に、「今日我等組御番衆千本屋鋪弓術稽古定日ニ付」とあり、番衆が弓術稽古のため、所司代千本屋敷（下屋敷）(66)へ向かっている(67)。

（3）その他の活動

在番衆は、在番としての勤務の傍ら、さまざまな活動を行っていたことが知られる。

一つ目は、城外における物見遊山である。『年譜』安永五年（一七七六）九月十九日条に、「一市立、茸狩蹴上之者大津近辺之山也、珍敷遊山、江戸ニ無之」とあり(68)、京都近郊へ遊山をしていたことがわかる。また、森山孝盛は、松平安芸守（浅野重晟）の「倉屋敷」にある織部好みの庭囲を見物している(69)。

二つ目は京内寺社への参詣である。『御書方覚』によれば、「一御仏参日」として、決まった日時に金地院・知恩院・養源院に参詣していたことがわかる(70)。

以上から、在番衆の主たる職務は、城内の警衛であったと考えられるが、**表2**から分かるように、二条城内においては、建物などの維持管理に携わる一方で、特に十八世紀以降、城外においても朝幕間の使者・差添や建物の修造奉行などの多岐にわたる業務に携わるようになっていったことが明らかとなった。

四　二条在番の交代と上り下り

（1）二条在番の交代手続き

前述の通り、在番は、大番十二組が輪番制により、それぞれ一年交代で勤めることになっており、二条在番となった大番が毎年、江戸城と二条城との間を上り下りした。ここでは、二条在番の上京の行程と交代手続きをみていく。

『柳営秘鑑』には、

一二条在番先番頭江戸発足　四月二日、
一同組中発足　　四月三日　四日　五日　六日、
一跡番頭発足　四月七日　各道中十泊（後略）

とあり、新たに二条在番となった番頭のうち、先だって江戸を出発する番頭（「先番頭」）が四月二日に江戸を出発する。さらに、翌三日から六日にかけて、在番二組のうち、それぞれの組の組頭・番衆（「組中」）が二組ずつに分かれて、一日ごとに出発する。最後に、もう一方の組の番頭（「跡番頭」）が四月七日に出発する。それぞれ道中十泊した後、京都に到着する。

新旧在番の交代手続きは、明暦二年「定」に詳しい。

一役人衆二条御役請取被申候事、(A)先番之番頭四月十三日大宮通え参着、(B)十四十五日両日組中大宮通可被致参着、役人衆は十四日組え附登り、十五日御城中之役人衆より御役請取被申、十七日御城中え入代被申、御番衆は一所に御城内え入可被申候、下組之役人衆は、十七日に下り可被申事、
一(C)跡登之御番衆、十六日十七日両日大宮通被致参着、(D)御番頭は十八日大宮通参着、御城中へ入候事、右定之日限ニ入替候役人衆ハ、十六日之先番に附登被申、十七日に御城中え人を遣、十九日御城内え入、先へ御役請取被申候役人衆より、御役改之請取可被致相談、跡下り組之役人衆は、十九日に下り可被申事、
一江戸より京都迄日数十一日之積にて、(B)大隅守組(中根正成)四月十四日十五日、(C)豊前守組(本多正貫)十六十七日、如斯到京大宮通可有参着候、(A)大隅守儀は十三日、(D)豊前守十八日に京都可到参着候、（中略）附、二条御城え入替之儀、(A)四月十六日之朝大隅守、(B)同十八日之朝大隅守組、(C)十九日廿日両日之朝豊前守組、(D)同廿一日之朝豊前守入替申筈候、

番頭およびその組の組頭・番衆は京都到着後、すぐには入城せず、大宮通に逗留した。後述するように、彼らは交代手続きが完了するまでの間、二条城の南の地域にある町屋に逗留することになっていた。明暦二年（一六五六）の場合、（A）新任の「先番」の番頭（「大隅守」）は、四月十三日に、（B）「先番」の組中（「大隅守組」）は二組に分かれて、それぞれ十四・十五日に「大宮通」に到着し、入城まで逗留している。そして、（A）「先番」の番頭は十六日の朝、（B）「先番」の組中は、十八日の朝にそれぞれ先任の番頭や組中と交代している。（C）「跡番」の組中（「豊前守組」）についても、「先番」の組中と同様に、組中の二組がそれぞれ、十六・十七日に「大宮通」に入り、十九・二十日の二日に分かれて、先任の組中と交代している。最後に、（D）「跡番」の番頭（「豊前守」）が十八日に「大宮通」に到着し、二十一日に先任のもう一人の番頭と交代を行っている。

在番衆の二条城周辺の町屋への寄宿については、『京都御役所向大概覚書』二「二条大御番頭幷大坂御目付交代之事」（部Ⅳ―10）に、「一旅宿場所東西者岩上通より大宮西江入町迄、南北者姉小路より仏光寺通迄」とあり、番衆は東西が岩上通から大宮西入町まで、南北が姉小路から仏光寺通までの範囲をそれぞれ宿所としていた。町側は寄宿する番衆の世話を行うことになっていた。京都府立京都学・歴彩館蔵『古久保家文書』一二一「町代役之覚」（編260）に、「一御上洛幷御上使、二条御城御番衆御宿割案内仕」とあり、町代が二条在番の宿割案内を務めるべき触が出されている。寄宿先となった地区には、番衆の寄宿に備え、寝具や諸道具の準備が課されていたのである(71)。

（2）二条在番の上り下りにおける行列警護

大番は在番のため、江戸と二条・大坂を上り下りする中で、同様に上り下りする行列を警護することがあった。ここでは、その中でも代表的なものとして、御茶壷道中の護衛をとりあげ、その実態を明らかにする。

江戸幕府は、将軍や大奥で使用する御茶を運ぶため、江戸より「採茶使」に御壷を持たせて、江戸と宇治を往復させていた。その一行のことを「御茶壷道中」と呼び、寛永九年（一六三二）から江戸城内の警衛を担う徒組（徒頭とその下の徒衆）が御茶壷道中の警衛を担った(72)。

しかし、『柳営日次記』享保八年（一七二三）二月十二日条に、

右宇治江御茶御用可被遣旨、長門守申渡、若年寄出座、当年ゟ御徒頭被遣候事相止、御茶壷二条在番登大御番弐人両組ゟ壱人ツヽ指添罷越し、御茶参着ニて大坂在番帰大御番弐人差添罷下候様、相極候様、老中申渡之

とあるように、御茶壺道中の往還の護送担当者を徒頭から在番の番衆（「大御番」）二名（各組より一名ずつ）に改めたのである[73]。

江戸から宇治へ向かう往路は、『柳営秘鑑』に、「一二条在番先番頭江戸発足　四月二日、（中略）近年平番之内、身上高之者一人、宇治御茶壺御用を相勤、五月迄居残り、江戸発足也」とあり、さらに、『大番職制』に、「一御茶壷差副二条登り道中十二日、但其年之土用ニ寄土用入日ゟ四十一日前ニ当ル日江戸出立」とあり、「身上」が高い番衆が御茶壷御用を勤め、四月初旬における二条在番の江戸出立に同行せず、江戸に居残り、四月末から五月上旬頃に江戸を出発する御茶壺道中に同行していたことがわかる[74]。採茶師として宇治に派遣された平茶道の利倉盛庸が著した国立国会図書館蔵『菟道青表紙図彙[75]』（以下、『図彙』とする）には、「御壺ヲ御蔵へ納メニ相越立戻其段頭衆へ申達し夫ゟ御番衆も同席ニ而料理出ル膳中頭衆此方共も年番之上林と盃事致し相済而御番衆ハ是ゟ退散有之」とあり、番衆（番士）は、直接、宇治まで赴き、年番御茶頭取の上林門太郎（峯順）家・又兵衛（竹庵）家に茶壷を渡し、膳が振舞われる際には、番衆も同席することになっていた。その後、二条城に入り、本来の勤務に就いたのである。『年譜』によれば、森山孝盛も五月八日に上林門太郎家で御壺引渡を行った後、伏見に一泊し、翌日、二条城に入城している（二二八頁 **図1**参照）。

宇治から江戸へ向かう復路は、『柳営秘鑑』に、「一大坂先番頭彼地交代八月七日、（中略）但平番之内ゟ、身上高之者一人、宇治御茶送り御用相勤る、勿論是ハ交代之時節より先達而彼地発足」とあり、さらに、『大番職制』に、「一御茶壷大坂下り差副道中十三日、但土用入りゟ十五日前ニ当ル日大坂出立土用入ル日三日前ニ当ル日江戸着日割之事」とあることから、「身上」が高い番衆が御茶壷御用を勤め、大坂大番の交代時期である八月初旬に先立って、六月初旬頃に大坂を出立する[76]。『図彙』「差添御番衆ハ今朝従伏見出立大津ニ而参会之事」に、「〇大津、差添之御番衆之旅宿へ相越知人ニ相成夫ゟ頭衆旅宿へ参り伺之上御番衆へ案内致させ出立」とあり、御茶壺が出立する前日に伏見に入り、宇治を出立した御茶壺と大津で合流し、江戸まで同行することになっていた（二二八頁 **図2**参照）。

御茶壺以外にも、東海道を往来する貴人の警護を担当することがあった。例えば、将軍吉宗の母である浄円院が紀州から江戸へ向かう際、二条在番が伏見まで出向いて、その警護を担当している。それに伴い、通常の交替時期をずらしている[77]。

おわりに

以上から、次の三点が明らかとなった。

（1）二条城には、在番衆だけでなく、その家来など多くの武士が入り、二条城に一年間、仮住まいをしながら活動していた。

（2）二条在番は従来から指摘されてきた二条城の警衛だけでなく、特に十八世紀以降、城内の管理・運営への関与に加え、禁裏や京中・京外における役務を担当するようになっていった。

（3）在番のたびに、単に上京と帰府を繰り返していただけでなく、警護などを通して、京中や道中との関わりを持ちつつ、毎年、江戸と京都を上り下りしていた。

しかし、以上で明らかにした点は二条在番の実態の一部に過ぎない。在番の役職者の具体的な職務内容や在番衆と二条城の管理に関わる地役の幕府役人とのかかわりの実態など解決すべき課題は多く残存している。今後は、収集をした史料の翻刻を進めつつ、二条在番の活動実態の全容を明らかにしていきたい。

【注】

（1）『国史大辞典』二条在番の項（森谷尅久執筆）。

（2）京都大学附属図書館蔵『中井家文書』「西大御番頭小屋出来方形絵図扣」。

（3）京都大学附属図書館蔵『中井家文書』「西御番衆小屋指図」。

（4）北島正元「江戸幕府の権力構造」『江戸幕府の権力構造』（岩波書店、一九六四年）、煎本増夫「家光政権の権力基盤」（『幕藩体制成立史の研究』雄山閣、一九七九年）、小池進「江戸幕府直轄軍団の存在形態と特質」（『江戸幕府直轄軍団の形成』吉川弘文館、二〇〇一年）など。

（5）朝尾直弘「畿内における幕藩制支配」（『朝尾直弘著作集　一』岩波書店、二〇〇三年。初出は、一九六七年）、渡邊忠司「徳川政権と京都二条城警衛体制の確立」（『歴史学部論集』三、二〇一三年）など。

（6）大坂城における大坂在番の位置づけについては、『大阪府史』・『新修大阪市史』をはじめとして、岩城卓二「在坂役人と大坂町人社会—大御番頭・大御番衆・加番を中心に—」（『歴史研究』三九、二〇〇一年）などがある。

（7）『古事類苑』（官位部三、一〇二九頁）。以下、『有司勤務録』の原文書は神宮文庫蔵、七門—八二七。

（8）『内閣文庫所蔵史籍叢刊　五（柳営秘鑑）』（汲古書院、一九八一年）。

（9）『有司勤仕録』（官位部三、一〇五〇頁）。この他、「廻り番」と呼ばれる江戸市中の巡回警戒にもあたった。

（10）大番・在番の成立過程については、前掲注（2）北島論文、煎本論文、小池論文に詳しい。

（11）『慶延略記』慶長十二年（一六三五）条。『内閣文庫所蔵史籍叢刊　八一（慶延略記・枯木集・江城年録）』（汲古書院、一九八八年）。

（12）『元和年録』元和五年（一六一九）八月条（『内閣文庫所蔵史籍叢刊　六五（慶長見聞録案紙・慶長日記・慶長年録・元和年録）』（汲古書院、一九八六年））。

（13）『江戸幕府日記』寛永十六年（一六三九）正月二十日条。以下、『江戸幕府日記』は、藤井讓治監修『姫路酒井家本　江戸幕府日記』（ゆまに書房、二〇〇三年）による。

（14）以下、本書の「元離宮二条城編年史料　近世編」に収載した史料については、次のように表記する。「一編年史料」通し番号1番の史料：（編1）、「二部類分け史料」Ⅰ『中井家文書』通し番号2番の史料：（部Ⅰ—2）。

（15）『内閣文庫所蔵史籍叢刊　八一（慶延略記・枯木集・江城年録）』（汲古書院、一九八八年）。

（16）前掲注（2）小池論文。

（17）『柳営日次記』享保八年（一七二三）六月十八日条。

（18）『東職記聞』二（『古事類苑』官位部三、一〇四四頁）には、「毎組置四人、職掌従番頭奉行組衆事也」とある。また、『柳営日次記』享保八年（一七二三）三月八日条に、「夫より組頭両組より被　仰付候也、大御両組頭も四人共ニ其組出候　弐人者其組より出、弐人者他組より被仰付由、被相渡之」とあり、組頭は、番衆から選ばれていた。

（19）『蜑の焼藻の記』（日本随筆大成編輯部編『日本随筆大系』第二期　二二（吉川弘文館、二〇〇七年））。

（20）『内閣文庫所蔵史籍叢刊　憲教類典　二』（汲古書院、一九八四年）。

（21）『京都町触集成』巻三—二九。

（22）分類番号：第五門一一〇九号。

（23）石井良助編『御仕置例類集　古類集四』（名著出版、一九七一年）。

（24）以下、『年譜』の翻刻は、原田伴彦他編集『日本都市生活史料集成』二（三都篇 二）（学習研究社、一九八二年）によった。

（25）この他、『年譜』安永五年（一七七六）五月十四日条によれば、孝盛は、道中において同行させ、「使者請」をさせていた田村武左衛門を二条城入城後、江戸へ帰らせている。

（26）以下、断りのない限り、『大工頭中井家文書』は、谷直樹『大工頭中井家建築指図集：中井家所蔵本』（思文閣出版、二〇〇三年）による。

（27）分類番号：第七門四七二号。

（28）『大番職制』には、「右代人病気ニ而難登代々人、又者三度目代人被仰渡候節登候」ともあり、「代人」が病気により、在番に赴けない場合には、その代りを勤める「代々人」も存在したことがわかる。『御当家令条』巻二四　明暦二年「定」に、「二条、大坂え参候共、御城中え入替候日限前に、被致病死候ハヽ、江戸え申越、代人登せ可申候、御城内え入候て被果候衆は、代人出し申間敷候」とあり、在番衆が二条・大坂に入城前に病死した時は、「代人」を派遣するが、入城後は、「代人」が派遣されなかった。

（29）『柳営日次記』享和元年（一八〇一）二月十五日条によれば、同年の二条在番は市橋下総守組・高木主水正組であった。

（30）『有司勤仕録』（『古事類苑』官位部三、一〇五一頁）に、「在番之組之内、病気差合有之不足なる時は、他組より代りを取り、是を取人と云」とある。

（31）請求番号：一五二—〇一二一。

（32）『大番職制』には、「取手返在番三度続候事」とあり、「取手返」として、三度続けて在番を勤める者もいた。なお、このような「代人」・「取人」として、多く在番に向かう者が一定数存在したことは、在番勤務の際に支給される「合力米（金）」を目的としていた可能性がある。

（33）『代々記』「凡例」については、横山則孝『『御番士代々記』の「凡例」記事の翻刻と紹介」（『日本大学精神文化研究所紀要』三七、二〇〇七年）に詳しい。

（34）二条在番の御金奉行の存在を示す史料は、現段階では見当たらない（『登前留』「覚書」にも確認できない）。ただし、二条城内に「金蔵」が存在しており（『中井家文書』「二条御城中絵図」には、本丸・二の丸に「御金蔵」が見える）、大番頭や門番頭の立会いのもと、封印がつけられていた（本書杉谷論文参照）。

（35）請求番号：ＣＨ―一四六。

（36）『大番職制』には、「二条在番在役数并役順」として、「一残役（下休十五日／登休廿日）、一御破損奉行、一御茶壷差副、一外御蔵奉行、一米払、一御弓奉行、一御鉄炮奉行、一御具足奉行、一宿割、一御金請取」が挙げられている。

（37）飯島千秋「江戸幕府の米蔵」（『江戸幕府の財政』吉川弘文館、二〇〇四年。初出は二〇〇〇年）。

（38）この他、二条御蔵に関与したと考えられるものとして、「二条御蔵目付」が挙げられる。『大御番頭格式之留』には、「先規より両組御蔵目付一人づゝ両申渡置」とあり、両組から番衆一人づつが選ばれていた。『柳営日次記』元禄十一年（一六九八）十二月六日条によれば、二条・大津蔵奉行は在番士四名から、京都所司代与力に改められている。京都町奉行伺の『御仕置例類集』一〇六〇（前掲注（23）書）の「二二条御蔵納宿之もの共一件」によれば、御蔵目付及び与力は、米を蔵納する際に立会を行っていたことがわかる。

（39）『古事類苑』（官位部三、一〇三〇頁）。以下、『大御番頭格式之留』の原文書は、神宮文庫蔵『両番頭勤方』、七門―八五〇。

（40）『向山誠斎記及雑綴』所収の「御勝手方覚」「二条・大坂・駿府・甲府御城内外御修復御入用之事」にも、「但御破損奉行ハ在番之大御番ゟ両人ツヽ仮役相勤申候」とあり、在番衆から二名が「仮役」として、勤めていたことがわかる。なお、「御勝手方覚」の翻刻は、大野瑞男編『江戸幕府財政史料集成』下巻（吉川弘文館、二〇〇八年）によった。

（41）『代々記』大御番十二番四　河野頼母教通の項によれば、宝暦四年（一七五四）の二条在番の時、御破損奉行として、翌年、城門の修理を担当している。

（42）『代々記』大御番十二番四　長井岩次郎実晴の項によれば、宝暦七年（一七五七）の二条在番の時、御破損奉行として、「所司代邸」の修理を担当している。

（43）『代々記』大御番六番六　服部永吉保節の項によれば、天明七年（一七八七）の二条在番の時、御具足奉行として、「御具足」の新調を担当している。

（44）『柳営日次記』天明三年（一七八三）八月十一日条にも、「二条在番（久留嶋信濃守組与頭）原三郎兵衛、（中略）右者、心観院様　御贈位之　宣命等差添罷下候ニ付於柳之間主殿頭受取之」とある。

（45）『有司勤仕録』（『古事類苑』官職部三、一〇五一）には、「又組之内に残り役と云あり、是又江戸殿中向、其外之日々の違変を三度飛脚に云遣す也」とある。

（46）明治大学博物館蔵『大久保家文書』「在番留　大坂在番」（『新修大坂市史』近世編　第二章　諸役の職務）によれば、大坂在番の米払は、組頭の表印と番頭の裏印のある手形を持参した番衆に御蔵から米を給与することになっていたことがわかる。

（47）『向山誠斎記及雑綴』所収の「御勝手方覚」の「（二条／大坂）御金銀江戸江為替納ニ仕候事」には、「并二条・大津御払米代銀江戸表江御取寄ニ成候分ハ、江戸・京・大坂ニ而身元宜町人共江為替申付家質為差出置、（中略）日数九十日延江戸御金蔵江相納申候、但御金高御取寄之節、又ハ日延納に難成急御用之節ハ、急為替にて納させ、或ハ在番之大御番宰領にて、御取寄被成候儀も希に御座候」とあり、払米銀は、江戸・京都・大坂のしかるべき商人の元で為替として江戸の金蔵に納めるが、御金高の場合や急ぎの場合に「在番之大御番宰領」を遣わして、納めさせていた可能性がある。

（48）大坂在番の「宿割」について、呉偉華氏は、「幕府の役人である宿割役人は二人であり、彼らは毎年の交代時期より早めに大坂へ来て、町に泊まって、各組の組頭と番士の宿の手配を行った」と指摘されており（呉偉華「都市大坂の御用宿と町方―大番頭・大番衆を中心として―」（『都市文化研究』二一、二〇一九年）、二条在番の「宿割」も同様の役割を勤めていたと考えら

れる。

(49)『京都御役所向大概覚書』二「八二条大番御目付衆御合力米之事」に、「但、元禄五申九月二条御番衆御合力米銀渡り二罷成候」とあり、元禄五年(一六九二)に二条在番の合力米が銀で支払われるようなった。

(50)例えば、『年譜』安永五年(一七七六)五月十七日条に、「大坂江為御金請取罷越候相番伊丹弥兵衛・竹川内記今日帰着、御金持参」とあり、番衆二名が合力金を請取るため、大坂へ向かっていたことがわかる。

(51)『古事類苑』(官位部三、一〇三〇頁)。

(52)また、『職掌録』(『改定史籍集覧』二七)に、「二条にては、両頭の内御本丸と二丸と請取あり、筆頭の方御本丸也」とあり、筆頭の番頭が本丸を請け取っている。

(53)『古事類苑』(官位部三、一〇二九頁)。

(54)『古事類苑』(官位部三、一〇三〇頁)。

(55)『古事類苑』(官位部三、一〇三〇頁)。

(56)『京都町触集成 第十一巻』六八二号。

(57)京都市歴史資料館編『京枡座福井家文書(叢書京都の史料 五)』(京都市歴史資料館、二〇〇二年)。

(58)『年譜』安永六年(一七七七)三月十八日条。『手留』文政二年(一八一九)三月二十四日条。

(59)『柳営日次記』宝永七年(一七一〇)閏八月十六日条に、「従京都清揚院殿勅額附罷下候金二枚時服二大御番土屋山城守組与頭柴山平九郎」とあり、平九郎は、江戸到着後、賞されている。

(60)『京都町触集成 第七巻』一九二号。

(61)姫路市立城郭研究室蔵『二条御城御書方覚』(以下、『御書方覚』とする)にも、「一御月番中御巡見、明十一日天気能御座候は北東山辺へ巡見両組頭幷両組中之内召連可罷越と奉存候」とある。翻刻は、小笠原一恵他「史料翻刻「違常取計心得」「御中屋敷御屋敷奉行諸事留」「二条御城内御書方覚」」(『城郭研究室年報』二四、二〇一三年)によった。

(62)内閣文庫蔵『柳営録』宝暦五年(一七五五)二月十一日条に、「同五枚、三浦半左衛門、右者江州山門中堂幷諸堂社御修復御用相勤候ニ付」とある。

(63)『代々記』大御番十一番四 市川長之助昌仲の項によれば、寛保元年(一七四一)の二条在番を務めた際、その翌年、比叡山山門西塔・東塔堂舎の修造奉行を勤めている。

(64)准后御殿落成時に、禁裏から御褒美を下賜された者の中に、「平岡弥次郎右衛門(=正胤)」と見える。『兼胤卿記』明和四年(一七六七)九月二十七日条(『史料稿本』)

(65)大番天野重時・中根正次が江戸城西丸大手橋の改架の奉行を命じられている(『江戸幕府日記』正保四年(一六四七)五月二十二日条、『寛政譜』巻第五五四 天野重時の項)。また、大番本田正次は、焼失した品川東海寺の建物を修造する際その普請奉行を命じられている(『江戸幕府日記』正保三年(一六四六)三月二十九日条、『寛政譜』巻第六九七 本田正次の項)。

(66)京都大学附属図書館蔵『中井家文書』「所司代千本屋敷絵図」によれば、敷地内南西には、「射小屋」が見えること、西南には「鉄砲場」があることから、下屋敷(千本屋敷)は武術訓練の場となっていたと考えられる。

(67)この他、『代々記』凡例に、「又国堺論地ある時は出役して其是非を検す、これ臨時の出役なり」とある。『代々記』大御番五組四 久保源六郎勝年の項によれば、勝年は、寛保元年(一七四一)の二条在番の時、丹波国氷上郡の「山論除地論所検使」を命じられ、裁許がなされた延享二年(一七四五)まで在京しており、在番衆が畿内近国の国境争論の検使を勤めていたことがわかる。

(68)この他、鳴滝へも茸狩に出かけている(『年譜』安永六年(一七七七)三月二十五日条)。

(69)『年譜』安永六年(一七七七)十月十八日条。『年譜』以外では、浜松藩主水野忠邦の師である国学者高林方朗が文政十年(一八二七)に京都所司代として上京した忠邦に同行した際の日記である『二条日記』の記事が注目される。方朗が高雄へ紅葉狩りに行った記事には、「二条のみきのちなる何がしもたせ来ぬるさゝえのさけまゐらせんとて」とある。別の条に、「二条御城(ノミキ)(閏六月二十七日条)とあることを踏まえれば、「二条のみきのうちなる何がし」は、番衆であった可能性がある。『二条日記』の翻刻については、岩崎鐵志編『二条日記』(浜松史蹟調査顕彰会、一九八六年)によった。

(70) この他、『御書方覚』には、「貴布祢御社司中」へ在番中の安全を祈念している書状がある。また、『年譜』によれば、孝盛は北野社に和歌を奉納している（安永六年（一七七七）二月二十五日条）。

(71) 丸山俊明「江戸時代後期の京都の町屋における二条番衆の寄宿形態」（『日本建築学会計画系論文集』七四－六四〇、二〇〇九年）。この他、二条在番と二条城周辺の町との関わりとして、在番中に病気となった番衆やその家来が城外の町屋において養生していたことが挙げられる。『御書方覚』によれば、病気になった番衆は番頭に届出を出し、二条城周辺の町屋において養生することになっており、快復すると再び入城し、勤務に戻ることになっていた。

(72) 内閣文庫蔵『御徒方万年記』巻之一「宇治御茶壷指添御用之事」には、「一寛永九壬申年ゟ宇治御茶壷御用御徒頭壱人・同平組八人・御数寄屋頭壱人・御茶道弐人被　仰付御徒頭酒井内記初而宇治江相越」とある（『内閣文庫所蔵史籍叢刊　六八（御徒方万年記（一））』（汲古書院、一九八六年）。また、『江戸幕府日記』寛永十年（一六三三）二月十八日条「一（酉）朽木与五郎、（戌）神尾宮内、（亥）近藤五左衛門、（子）安藤次左衛門、右四輩宇治御茶詰番替ニ仕可罷上旨被　仰出之、丹後・信濃・伊豆出土圭之間被仰渡云々」とあり、寛永九年（一六三二）以後、御徒頭が宇治御茶壷指添を命じられている。

(73) 『年譜』文政五年（一七七六）四月二十五日条には、「然共終始御数寄屋頭之尻ニ付候役目故残念之目也、（中略）|差添は登りは御壷之先を押、下りは御壷之跡を押而参候|」とあり、道中では、御数寄屋頭の統括の下、宇治への登りは茶壷の前に、江戸への下りは茶壷の後についていたことがわかる。

(74) 『年譜』によれば、安永五年（一七七六）に御茶壺差添を勤めた森山孝盛は、四月二十五日に江戸を出立している。

(75) 翻刻は、今井金吾監修『道中記集成』別巻一（大空社出版、一九九八年）によった。

(76) 財団法人本多記念館所蔵『大坂御在番中　覚書』弘化二年（一八四五）閏五月一日条に、「一朔日、近々　御茶壷付被成御立候御番衆御両人様今日四時被成御出候」とある。翻刻は、大坂城天守閣編『大坂大番記録（一）』（大阪城天守閣、二〇〇〇年）によった。

(77) 国立国会図書館蔵『年録』享保三年（一七一八）二月二十二日条。

【付記】史料の閲覧につきまして、ご高配を賜りました神宮文庫、東京都公文書館に謝意を申し上げます。

表 1　大番における二条在番・大坂在番・江戸勤番のサイクル

組の在番担当干支			二条【申寅】大坂【亥巳】	二条【酉卯】大坂【午子】	二条【辰戌】大坂【未丑】	二条【亥巳】大坂【申寅】	二条【午子】大坂【酉卯】	二条【未丑】大坂【戌辰】
西暦	元号	十二支	1番組 6番組	5番組 11番組	9番組 12番組	4番組 8番組	7番組 10番組	2番組 3番組
1716	享保1年	申	**二条**	江戸	江戸	**大坂**	江戸	江戸
1717	享保2年	酉	江戸	**二条**		江戸	**大坂**	
1718	享保3年	戌		江戸	**二条**		江戸	**大坂**
1719	享保4年	亥	**大坂**		江戸	**二条**		江戸
1720	享保5年	子	江戸	**大坂**		江戸	**二条**	
1721	享保6年	丑		江戸	**大坂**		江戸	**二条**
1722	享保7年	寅	**二条**		江戸	**大坂**		江戸

（凡例）
(1) 二条・大坂在番はゴシックで示し、さらに、二条在番については網掛けを施した。
(2) 各年の担当の組は、『柳営補任』大御番頭の項を参考として、内閣文庫蔵『柳営日次記』における江戸出立前の将軍謁見の記事を基に作成した。

表２『寛政重修諸家譜』にみえる二条在番衆の職務（二条城の警衛以外）

No.	番士名	担当年	分類	職務内容	典拠（巻数－頁）
1	鈴木重貫	寛文５年（1665）	Ａ－2	石清水八幡宮の修造奉行	（18）－8
2	永田正勝	寛文５年（1666）	Ａ－2	石清水八幡宮の修造奉行	（7）－159
3	高木吉長	寛文５年（1665）	Ａ－1	二条城中の所々修造奉行	（5）－390
4	三浦義武	寛文５年（1665）	Ａ－1	二条城の修理奉行	（9）－47
5	小野成重	天和３年（1683）	D	摂津・丹波両国の論地の検使	（10）－141
6	小林正羽	元禄元年（1688）	D	山城・大和・近江三国の論地の検使	（16）－124
7	山下義知	元禄11年（1698）	B	東叡山中堂の勅額の差添	（6）－417
8	佐野政矩	宝永２年（1705）	B	清揚院殿（綱重）の贈官、長昌院御方（家宣母）の贈位宣命の差添	（14）－28
9	村上清胤	宝永２年（1705）	B	清揚院殿（綱重）の贈官、長昌院御方（家宣母）の贈位宣命の差添	（4）－261
10	加賀美正理	宝永４年（1707）	B	家千代殿（家宣男）誕生につき、禁裏よりの贈物の差添	（4）－166
11	杉浦勝利	宝永５年（1708）	B	禁裏・御所の歳首・立坊立后の御賀として関東へ進上の品の差添	（9）－71
12	本多安頼	宝永６年（1709）	B	常憲院殿（綱吉）の贈位宣下につき、院号の書の差添	（11）－313
13	柘植宗広	宝永６年（1709）	B	常憲院殿（綱吉）の贈位宣下につき、院号の書の差添	（9）－283
14	土井利寛	宝永７年（1710）	B	清揚院殿（綱重）仏殿の勅額の差添	（5）－262
15	小尾武元	正徳元年（1711）	E	山城国淀城の引渡し	（3）－304
16	春田久武	正徳２年（1712）	B	長昌院御方（家宣母）の贈位、宣命・位記の差添	（15）－377
17	石原義方	正徳２年（1712）	B	長昌院御方（家宣母）の贈位、宣命・位記の差添	（8）－310
18	向山政勝	享保３年（1718）	C	浄円院御方（吉宗母）の江戸行の護衛	（1）－131
19	山角定恒	享保３年（1718）	C	浄円院御方（吉宗母）の江戸行の護衛	（15）－392
20	蔭山包嵩	享保３年（1718）	C	浄円院御方（吉宗母）の江戸行の護衛	(2)-126
21	天野忠久	享保３年（1718）	C	浄円院御方（吉宗母）の江戸行の御迎	（14）－198
22	西山昌里	享保３年（1718）	C	浄円院御方（吉宗母）の江戸行の護衛	（13）－121
23	大久保忠庸	享保３年（1718）	C	浄円院御方（吉宗母）の江戸行の御迎	（12）－10
24	大久保忠林	享保３年（1718）	C	浄円院御方（吉宗母）の江戸行の御迎	（12）－34
25	堀利清	享保９年（1724）	E	大和国郡山城の引渡し	（12）－383
26	小林重矩	享保18年（1733）	B	證明院殿（家重室）の贈位位記宣命の差添	（16）－154
27	川勝光隆	元文元年（1736）	Ａ－2	女院御所の造営奉行	（18）－160
28	久保勝年	寛保元年（1741）	D	丹波国氷上郡の論地の検使	（16）－194
29	久保勝安	寛保元年（1741）	Ａ－2	下賀茂神社の修造奉行	（16）－196
30	米津盛政	延享元年（1744）	Ａ－2	石清水八幡宮の修造奉行	（18）－218
31	三上季紀	延享３年（1746）	Ａ－2	桜町御所・大宮御所の造営奉行	（7）－196
32	松下高氏	宝暦２年（1752）	Ａ－1	二条城の天守普請奉行	（7）－130
33	鈴木勝豫	宝暦３年（1753）	Ａ－1	二条城天守跡の塀普請奉行	（7）－32
34	河野教通	宝暦６年（1756）	Ａ－1	二条城中の修理奉行	（10）－210
35	河野賀通	宝暦12年（1762）	B	桃園院の御遺物の差添	（10）－214
36	由比貞勝	明和元年（1764）	B	心観院殿（家治室）の贈位宣命の差添	（9）－92
37	内藤種満	明和元年（1764）	Ａ－2	清涼殿御殿の普請奉行	（13）－262
38	平岡正胤	明和４年（1767）	Ａ－2	禁裏・准后別殿の普請奉行	（17）－48
39	間宮信禄	明和７年（1770）	B	刑部卿（一橋）宗尹卿贈官の宣命の差添	（7）－278
40	原田種甫	安永８年（1779）	B	孝恭院殿（家基）の贈位宣命の差添	（10）－1
41	朝倉俊長	安永９年（1780）	B	孝恭院殿（家基）の贈位宣命の差添	（21）－7
42	小林正武	安永９年（1780）	B	後桃園院の御遺物の差添	（16）－147
43	大久保忠善	安永９年（1780）	B	後桃園院の御遺物の差添	（12）－31
44	小林正峯	天明３年（1783）	B	心観院殿（家治室）の贈位宣命の差添	（16）－150
45	永田直養	天明３年（1783）	B	大蔵卿（田安）治察卿の贈官・宣命・宣旨の差添	（16）－278
46	榊原長義	天明８年（1788）	B	禁裏よりの進物の差添	（16）－387
47	小長谷時明	天明８年（1788）	E	二条城延焼を言上するため参府	（6）－368
48	加藤一信	天明８年（1788）	E	二条城延焼を言上するため参府	（13）－67
49	羽太正香	天明９年（1789）	B	心観院殿（家治室）の贈位宣命の差添	（17）－17
50	境野尚敬	寛政元年（1789）	B	山田奉行に下される御朱印の差添（伊勢国山田に下向）	（20）－409
51	澤幸純	寛政元年（1789）	B	山田奉行に下される御朱印の差添（伊勢国山田に下向）	（17）－63
52	山本正順	寛政２年（1790）	E	御弓・弓具等の新調	（3）－9
53	羽太正盈	寛政２年（1790）	B	禁裏・御所方よりの年始進物の差添	（17）－14
54	小林正集	寛政３年（1791）	E	禁裏・御所方造営の際の警護	（16）－140
55	都築景篋	寛政３年（1791）	E	禁裏・御所方造営における京都市中の巡回	（13）－168
56	小宮山宣茂	寛政３年（1791）	E	禁裏・御所方造営における京都市中の巡回	（4）－231
57	筧正一	寛政４年（1792）	Ａ－1	二条城二丸修理の奉行	（17）－30
58	宮重信敬	寛政６年（1794）	Ａ－1	二条城東西番士の居所普請の奉行	（16）－303

（凡例）

職務の分類は、以下の通りである。

Ａ－1：二条城内の修理奉行、Ａ－2：二条城外の修理奉行、Ｂ：御用物の差添、Ｃ：道中における貴人の警護、Ｄ：論地の検使、Ｅ：その他

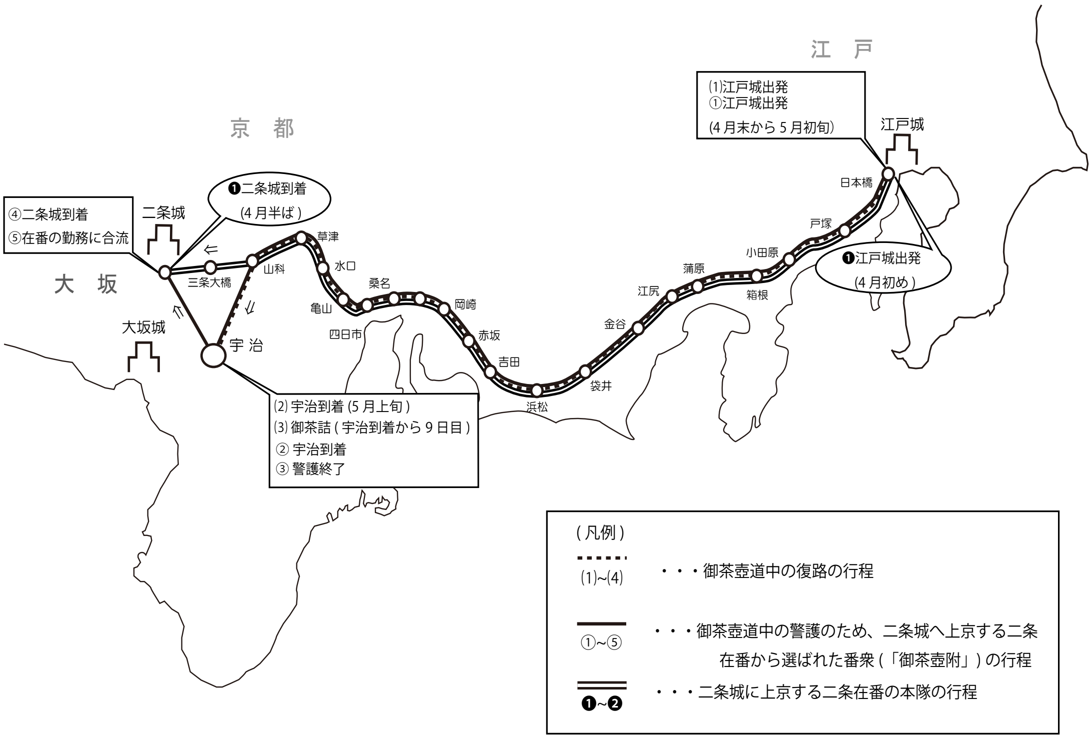

図１　在番の御茶壺道中の警衛 (往路)

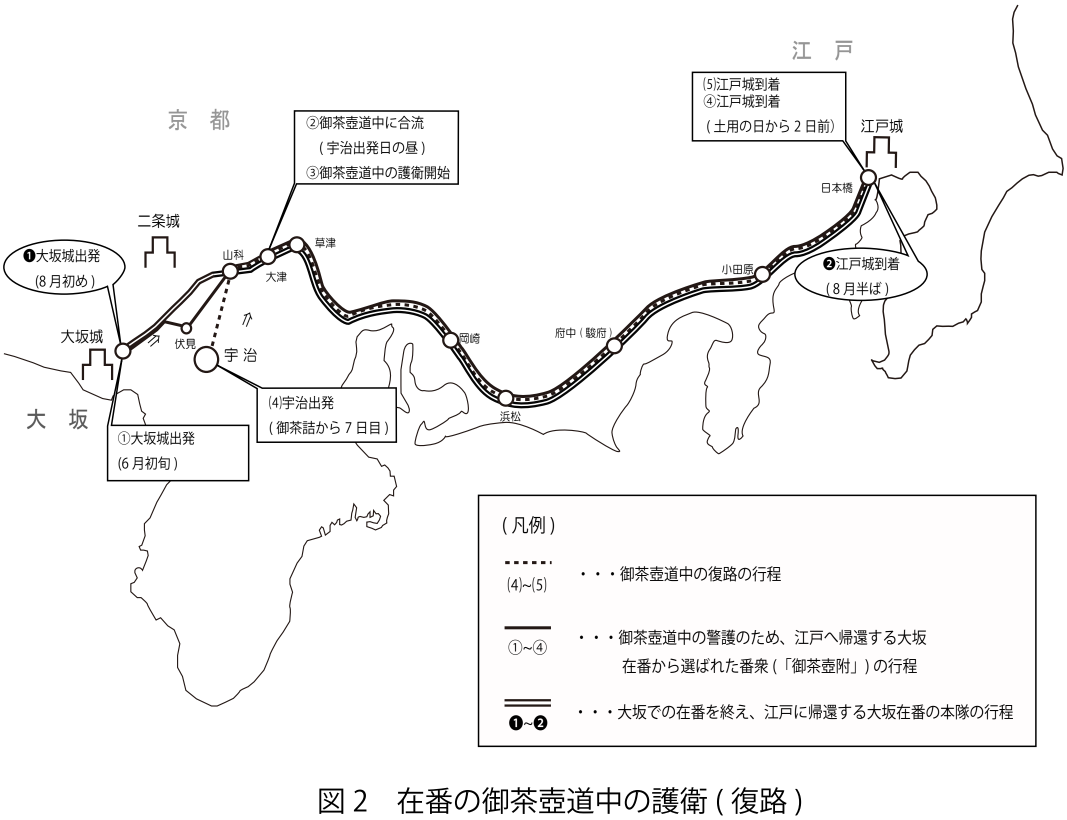

図２　在番の御茶壺道中の護衛 (復路)